



大阪南労働基準監督署発表
平成 30 年 3 月 15 日

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

平成 30 年 3 月 15 日、大阪南労働基準監督署（署長 くぼたひろかず 窪田浩和）は、丸三海運株式会社及び同社常務取締役、大正埠頭作業株式会社及び同社班長を労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検した。

記

1 被疑者

(1) まるさんかいりん 丸三海運株式会社

本社所在地 大阪市大正区小林西
事業内容 海運業
同社常務取締役

(2) たいしょうぶとうさぎょう 大正埠頭作業株式会社

本社所在地 大阪市大正区小林西
事業内容 荷役業
同社班長

2 違反条文等

丸三海運株式会社及び同社常務取締役、大正埠頭作業株式会社及び同社班長ともに

労働安全衛生法違反

同法第 20 条第 1 号

同法第 27 条第 1 項

労働安全衛生規則第 151 条の 7 第 1 項

同法第 119 条第 1 号(罰条)

同法第 122 条(両罰)

3 事件の概要

(1) 被疑者丸三海運株式会社は、大阪市大正区に本店を、大阪市住之江区に南港営業所を置き、海運業を営む事業者、被疑者同社常務取締役は、南港営業所の業務全般を統括し、労働者を指揮監督して作業を行わせるとともにその安全を管理するものであるが、同会社の業務に関し、

平成29年8月5日、南港営業所小口荷役作業場において、誘導者を配置しないで、労働者Aをして、車両系荷役運搬機械等であるフォークリフトを運転させ荷の運搬作業を行わせるに当たり、運転中のフォークリフト又はその荷に接触することにより労働者の危険が生ずるおそれがあったのに、そのおそれのある同フォークリフトの走行経路等の危険箇所に労働者を立ち入らせない措置を講じず、労働者Bをして、小口荷物の荷受作業を行わせるため同フォークリフトの走行経路に立ち入らせ、もって機械による危険を防止するため必要な措置を講じなかったものである。

(2) 被疑者大正埠頭作業株式会社は、大阪市大正区に本店を、大阪市住之江区に南港事業所を置き、荷役業を営む事業者、被疑者同社班長は、南港事業所の沿岸荷役業務を統括し、労働者を指揮監督して作業を行わせるとともにその安全を管理するものであるが、同会社の業務に関し、

平成29年9月2日、南港事業所本船荷役作業場において、誘導者を配置しないで、労働者Cをして、車両系荷役運搬機械等であるフォークリフトを運転させコンテナの運搬作業を行わせるに当たり、運転中のフォークリフト又はその積荷であるコンテナに接触することにより労働者の危険が生ずるおそれがあったのに、そのおそれのある同フォークリフトの走行経路等の危険箇所に労働者が立ち入らないようにバリケードを置くなどして立入り禁止の措置を講じず、労働者Dをして、コンテナのピンを拾う作業を行わせるため同フォークリフトの走行経路に立ち入らせ、もって機械による危険を防止するため必要な措置を講じなかったものである。

4 参考

(1) 平成29年9月2日に被疑者丸三海運株式会社南港営業所において、同社の労働者が荷受作業中に、被疑者大正埠頭作業株式会社の労働者が運転するフォークリフトと接触し、死亡する災害が発生している。

(2) 関係条文は別紙のとおり。

労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

罰則 一一九(1) 一二二

(労働者の遵守事項)

第二十七条 第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

2 前項の厚生労働省令を定めるに当たっては、公害(環境基本法(平成五年法律第九十一号)第二条第三項に規定する公害をいう。)その他一般公衆の災害で、労働災害と密接に関連するものの防止に関する法令の趣旨に反しないように配慮しなければならない。

(罰則)

第一百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第九十七条第二項、第一百四条又は第一百八条の二第四項の規定に違反した者
- 二 略
- 三 略
- 四 略

(罰則)*

第二百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第一百十六条、第一百七条、第一百九条又は第二百十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則

(接触の防止)

第五十一条の七 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、運転中の車両系荷役運搬機械等又はその荷に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならない。ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系荷役運搬機械等を誘導させるときは、この限りでない。

(根 二〇(1))

2 前項の車両系荷役運搬機械等の運転者は、同項ただし書の誘導者が行う誘導に従わなければならない。

(根 二六)

参考

労働安全衛生法第二百二十二条 事業主責任の根拠

「本件は、法人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、労働安全衛生法一一九条一号、一二一条二項の違反をしたときは、その行為を罰するほか、その法人に対しても、各本条の罰金刑を科す旨規定した同法一二二条の罪に関するものであり、このような両罰規定は、事業主の代理人、使用人その他の従業者の違反行為に対し、その事業主に行為者らの責任、監督その他の違反行為を防止するために必要な注意を尽くさなかった過失を推定した規定であって、事業主において右のような注意義務を尽くしたことの証明がない限り、事業主は刑事責任を免れ得ないのである(最高裁判所昭和三二年一月二七日大法廷判決、刑集一一卷一二号三一三頁、同裁判所昭和四〇年三月二六日第二小法廷判決、刑集一九卷二号八三頁各参照)から、違反行為をした従業者に故意があれば足り(本件では現場責任者に故意があったことは関係各証拠で明らかである)事業主の故意を必要とするものではない」

(東京高 昭五六・八・一一)

第一審・佐倉簡 昭五六・二・一八